

## 木造住宅の耐震化 補助制度

熊本地震や阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の住宅が数多く倒壊しました。

地震に備えるため、**昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた木造住宅の所有者さん**を支援します。

### ステップ1 ★安全性を**数値(評点)**で確認しましょう

#### 耐震診断

**補助額 ￥50,000**

耐震診断に要した費用の10/11  
または床面積×1,100円

1.5以上 : 地震に強い  
1.0以上1.5未満 : 一応倒壊しないと判断

0.7以上1.0未満 : 倒壊する可能性がある  
0.7未満 : 倒壊する可能性が高い

**診断結果が1.0未満の場合は  
改善が必要です**



### ステップ2 ★診断結果が**1.0未満**だった家屋の安全性を高めるには？ 具体的な補強工事計画・工事見積額を知りましょう

#### 耐震設計

**補助額 ￥100,000**

耐震設計に要した費用の7割  
市民税の課税所得金額が507万円未満の方が対象



### ステップ3 ★耐震設計に沿った工事で**補強**しましょう 地震に強い住まいに

#### 耐震改修

**補助額 ￥700,000**

低所得の世帯は￥900,000  
耐震改修に要した費用の8割  
市民税の課税所得金額が507万円未満の方が対象

除却にも  
1棟あたり  
40万円補助



★**必ず事前に申請が必要です！**申請前に着手されたものは補助対象になりません。

★補助金を受け取ってから、事業者へ支払うことができます。

★耐震診断・設計・改修をする技術者には資格が必要です。

★1階のみを評点1.0以上に高める工事や、耐震シェルター設置工事なども補助対象です。

★補助額については、今後見直されることがあります。



#### 【お問い合わせ先】



吹田市 都市計画部 開発審査室 耐震担当 (低層棟 2階 213番窓口)

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

直通電話 : 06-6384-1910 Fax : 06-6368-9901

代表電話 : 06-6384-1231 (内線 : 2694)



# 分譲マンションも耐震化

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション※を対象に、補助制度が新設されました。

**耐震診断 補助限度額 ￥2,000,000**  
※耐震診断費用（規模に応じて定められる上限額あり）の2/3

**耐震設計 補助限度額 ￥3,000,000**  
※耐震設計費用（規模に応じて定められる上限額あり）の2/3

**耐震改修 補助限度額 ￥28,000,000**  
※耐震改修費用（規模に応じて定められる上限額あり）の1/3

※3階以上、延べ面積1000m<sup>2</sup>以上の耐火・準耐火建築物であることが条件となります。

大規模災害時には水道水やトイレを提供するなど、徒歩帰宅者等に対する支援をお願いします。  
申請には総会での議決が必要です。



## その他の 耐震診断補助

★新耐震基準適用（昭和56年6月1日）の前、5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築され、居住または使用している建築物などの耐震診断費用の一部を補助します。

【非木造住宅】

賃貸マンション、長屋住宅、戸建住宅、店舗等併用住宅

**補助限度額 ￥1,000,000**

※耐震診断に要した費用の1/2

【特定既存耐震不適格建築物】

耐震改修促進法第14条に基づく、飲食店、スーパーなどの建築物

**補助限度額 ￥1,000,000**

※耐震診断に要した費用の1/2



## 【お問い合わせ先】



吹田市 都市計画部 開発審査室 耐震担当（低層棟 2階 213番窓口）

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

直通電話：06-6384-1910 Fax：06-6368-9901

代表電話：06-6384-1231（内線：2694）

